

# 法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

## 準備進んでいますか ~マイナンバー対応~

マイナンバーの利用範囲を拡大する改正マイナンバー法が9月3日に成立しました

### 【改正法】

改正法では平成30年から任意で番号を銀行の預金口座に紐づけることができるようになり、平成33年以降は義務化が検討されています。今後、利用範囲はさらに拡大され、マイナンバーが浸透していくと将来的にはマイナンバーが生活に欠かせないものとなる可能性もあります。

### 【収集・保管の制限】

刻々とマイナンバーの利用開始が迫ってきていますが、準備はいかがでしょうか。

まだ何も取り組まれていない企業の方もいらっしゃいますが、マイナンバーを収集するのにも事前に必要な手続きがあります。マイナンバーは「限定的に定められた場合を除いて、他人のマイナンバーを収集または保管することはできず、一般的に個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等のマイナンバーを収集・保管することができます。」

またマイナンバーを収集するためには必ず利用目的の明示が必要です。利用目的に明示されていない手続きには利用することができないため、社内掲示や就業規則に記載するなどの方法で行いましょう。

利用目的の変更には「当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内」でさらに再度本人への通知が必要です。明示の際のポイントとしてもれなく包括的に明示しておきます。

### 【周知】

従業員さんへの周知はいかがでしょうか。

具体的なマイナンバー制度を知らない方がほとんどかと思います。あらかじめ知っておいていただかないとい、マイナンバーの通知カードが届いても封を開けずにそのまま破棄したり、紛失してしまう方もあるかもしれません。会社としてしっかりとマイナンバーの重要性を周知したうえで受け取っていただくようにしていきましょう。

### 【教育】

また実際に実務を行う事務取扱担当者の方にセキュリティ意識を持つもらうことも必要です。マイナンバーを取り扱うための特定個人情報規程を作成して終わりではなく、実務で扱う従業員さんが規程の内容を知らなかったり、セキュリティ意識が低かったりすると、個人番号の記載してある書類を机の上に放置してしまったり、他の書類と混ざって紛失なんてこともあります。マイナンバーの取扱いを誤ると会社にとってリスクとなってしまいます。定期的な教育と監督を行い、担当者が変わった場合には引継ぎの方法も確認しておきましょう。

### 【住所地】

平成27年10月5日（第1月曜日）時点で住民票に記載されている住民に指定され、10月中旬から11月にかけて順次、市町村から住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

なお、通知カードが郵送されてこない場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。